

施策名	目標7-1 公害健康被害対策(補償・予防)					
施策の概要	公害に係る健康被害について、公健法に基づき認定患者への公正な補償給付等の実施を確保するとともに公健法による健康被害予防事業を推進し、さらに地域人口集団に係る環境汚染による健康影響の継続的監視及び局地的大気汚染の健康影響に関する調査研究等を行うことで、迅速かつ公正な補償及び予防を図る。					
達成すべき目標	公健法に基づく公正な補償給付を迅速に行う。公健法による健康被害予防事業を推進し、被害の未然防止及び健康の確保を図る。					
施策の予算額・執行額等	区分	23年度	24年度	25年度	26年度	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	10,862	10,409	10,140	9,948
		補正予算(b)	-	-	-	
		繰越し等(c)	-	-	(※記入は任意)	
		合計(a+b+c)	10,862	10,409	(※記入は任意)	
執行額(百万円)	10,769	10,340	(※記入は任意)			
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)						

測定指標	① 公健法に基づく補償給付の支給の進捗状況	施策の進捗状況(実績)					目標	達成	
		公健法による被認定者に対し、公害の影響による健康被害に係る損害を填補するために、療養の給付、障害補償費等の補償給付を着実に支給。					年度	-	
	② 公害健康被害の補償等に関する法律第68条に基づき各地方公共団体が行う健康相談事業、健康診査事業及び機能訓練事業(「ソフト3事業」)の参加者に対してアンケート調査を実施し、事業評価について5段階評価で上から2段階までの評価を得た回答者の割合	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	年度	
		-	87.5%	90.5%	89.0%	86.5%	90.4%	80%	
		年度ごとの目標値	80%	80%	80%	80%	80%	○	
	③ 公害健康被害の補償等に関する法律第46条に基づき各地方公共団体が行うリハビリテーションに関する事業、転地療養に関する事業その他の事業を実施し、当該事業に参加した延べ人数の割合	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	年度	
		-	105.8%	94.8%	86.7%	87.6%	集計中	80%	
		年度ごとの目標値	80%	80%	80%	80%	80%	○	
	④ 環境保健対策基礎調査の調査対象者数及び調査対象者の同意率(3歳児調査)	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	年度	
		-	90,270人 81.7%	92,849人 83.4%	88,655人 83.5%	87,389人 83.6%	集計中	60,000人及び75%	
		年度ごとの目標値	60,000人及び75%	60,000人及び75%	60,000人及び75%	60,000人及び75%	60,000人及び75%	○	
	⑤ 環境保健対策基礎調査の調査対象者数及び調査対象者の同意率(6歳児調査)	基準値	実績値					目標値	達成
年度		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	年度		
-		89,122人 82.1%	93,192人 78.5%	85,304人 87.1%	82,787人 86.0%	集計中	60,000人及び75%		
年度ごとの目標値		60,000人及び75%	60,000人及び75%	60,000人及び75%	60,000人及び75%	60,000人及び75%	○		
⑥ 公害健康被害補償制度の円滑な実施運営を図るために行っている公害被害補償基礎調査の実施状況	基準値	参考値					目標値	達成	
	年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	年度		
	-	7.5%	7.5%	5.0%	5.0%	5.0%	-		
	年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-		

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 目標達成 (判断根拠) ①公害健康被害の補償等に関する法律(公健法)の被認定者への公正な補償給付、同法による健康被害予防事業の推進並びに環境汚染による健康影響の継続的監視等により、被認定者の補償を着実に実施するとともに、健康被害の予防及び健康の確保に努めた。 ②(独)環境再生保全機構が実施する公害健康被害予防事業については、第二期中期目標及び第二期中期計画に基づき、ぜん息等の患者、地域住民のニーズを的確に把握し、効果的かつ効率的な業務を行っている。そのうち、特に重点化を図っているソフト3事業については、当該計画において、事業参加者等へのアンケート調査の回答者のうち80%以上のものから満足が得られるようにするとの目標値が設定されているところ、21年度から25年度の5カ年において目標を達成した。 ③公害健康被害の補償等に関する法律第46条に基づき各地方公共団体が行うリハビリテーションに関する事業、転地療養に関する事業その他の事業については、当該事業に参加した者の延べ人数の割合が80%を超えることを目標とし、平成21年度から平成25年度までについては達成し、被認定者の健康確保に貢献した。 ④、⑤環境保健サーベイランス調査は、中公審答申及び附帯決議に基づき、地域人口集団の健康状態と大気汚染との関係を毎年、継続的に観察し、何らかの傾向が認められる場合には、その原因を考察し、大気汚染との関係が認められる際には、必要な措置を講ずることを目的としたものである。調査対象者数及び調査対象者の同意率について本調査の信頼性が確保できる数値を設定しており、毎年、信頼性のある調査を行い、地域人口集団の健康状態と大気汚染との関係に係る定期的・継続的な観察を行うことで、必要な処置を講ずる必要がないことを確認することに貢献している。 ⑤公害被害補償基礎調査は、公害診療報酬明細書を点検することによって、各自治体での審査状況について把握等を行い基礎資料の作成を行っているものであり、参考値として、入院外の公害診療報酬明細書1件あたりの金額が前年度に比べて大きく変化した自治体の割合を記載している。本調査を継続して行い、自治体にフィードバックすることで、公害診療報酬の不正請求の未然防止を含め、公害健康被害補償制度の円滑な実施運営を図ることに貢献している。
	施策の分析	
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 【測定指標】

学識経験を有する者の知見の活用	補償給付については、指定疾病に係る専門家からなる認定審査会における審査をもって適正な給付を確保している。また、環境汚染による健康影響の継続的監視においては、臨床、疫学等の専門家からなる検討会において調査方法の妥当性、結果の評価を行っている。
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	
---------------------------	--

担当部局名	環境保健部企画課 保健業務室	作成責任者名 (※記入は任意)	船坂 和夫 近藤 恵美子	政策評価実施時期	平成26年6月
-------	-------------------	--------------------	-----------------	----------	---------

平成25年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省25-32)

施策名	目標7-2 水俣病対策					
施策の概要	水俣病については、水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法等に基づき、水俣病被害者の救済対策、水俣病発生地域の環境福祉対策の強化を図る。また、水俣病経験の情報発信と国際貢献及び水俣病に関する総合的研究を進める。					
達成すべき目標	水俣病認定者に対する迅速な補償給付。水俣病発生地域の再生・融和の促進。我が国の経験や技術を活かした情報発信と国際貢献。					
施策の予算額・執行額等	区分	23年度	24年度	25年度	26年度	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	13,182	14,961	14,634	15,409
	補正予算(b)	9,924	16,049	530		
	繰越し等(c)	43	36	(※記入は任意)		
	合計(a+b+c)	23,149	31,046	(※記入は任意)		
執行額(百万円)	22,880	30,942	(※記入は任意)			
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」及び同法に基づく「救済措置の方針」					

測定指標	①水俣病患者に対する療養費の支給の進捗状況	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成	
			年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	年度	
			-	11,449	11,431	18,440	18,658	18,531	18,000	○
	年度ごとの目標	-	-	-	-	18,000	18,000			
	②離島等医療・福祉推進モデル事業の年間参加者数(水俣病発生地域における医療・福祉レベルの向上)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成	
			年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	年度	
			-	41,333	42,321	46,528	48,688	48,235	50,000	-
	年度ごとの目標	-	-	-	-	-	-			
	③水俣市水俣病資料館の来館者数(再生・融和、情報発信の推進)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成	
			年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	年度	
			-	348,264	405,743	368,892	436,978	587,136	-	-
	年度ごとの目標	-	-	-	-	-	-			
	④水俣市観光客入込数(水俣地域の経済活性化)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成	
			年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	年度	
			-	-	-	-	-	-	-	
年度ごとの目標	-	-	-	-	-	-				

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) (判断根拠)	目標達成 ①「公害健康被害の補償等に関する法律」(昭和48年法律第111号)、「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法の救済措置の方針」(平成22年4月閣議決定)等に基づき、あつう限りの救済に向けて最大限の努力を行った。申請は平成24年7月に終了したが、救済措置に加えて、引き続き水俣病問題の解決を図るために、「水俣病問題の解決に向けた当面の取組について」を公表した。 ②離島等医療・福祉推進モデル事業の年間利用者数について、実施箇所を現在と同じ4箇所拡大した平成23年度以降、18,000人超の利用者があることから、18,000人を目標値と設定している。平成25年度においては、18,531人の利用があり、目標を達成し、水俣病発生地域の医療・福祉レベルの向上に貢献している。 ③水俣市立水俣病資料館は水俣病に関する情報発信の中核施設であり、資料館への来館者数は、水俣病に関する情報発信の推進度合を図る指標となる。水俣病資料館および水俣病の情報発信に係る補助事業を実施することを通じ、来館者数が上昇傾向にあることから、着実に地域の再生・融和の推進に貢献している。 ④水俣地域の地域振興、経済の活性化の指標として、水俣地域への観光客の入込数を測定指標とした。平成24年度から実施している地域振興事業の効果もあわさり、観光客入込数が増加傾向にあることから、地域経済の活性化に貢献している。
	施策の分析		
	次期目標等への反映の方向性	【施策】	【測定指標】

学識経験を有する者の知見の活用	
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	
---------------------------	--

担当部局名	環境保健部特殊疾病対策室	作成責任者名 (※記入は任意)	小林 秀幸	政策評価実施時期	平成26年6月
-------	--------------	--------------------	-------	----------	---------

平成25年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省25-33)

施策名	目標7-3 石綿健康被害救済対策					
施策の概要	石綿の健康被害の救済に関する法律に基づき、被害者及び遺族の迅速な救済を図る。					
達成すべき目標	石綿による健康被害を受けた者及びその遺族に対し、医療費等を支給するための措置を講ずることにより、石綿による健康被害の迅速な救済を図る。また、石綿による健康被害の予防に関する調査研究を推進する。					
施策の予算額・執行額等	区分	23年度	24年度	25年度	26年度	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	750	688	771	695
	補正予算(b)	0	0	0	0	
	繰越し等(c)	0	0	(*記入は任意)		
	合計(a+b+c)	750	668	(*記入は任意)		
執行額(百万円)	648	579	(*記入は任意)			
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	-					

測定指標	1. 石綿法に基づく認定業務の進捗状況(療養者からの医療費等の申請に対する認定・不認定決定までの平均処理日数)	基準値	実績値					目標値	達成
		18年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	年度	○
		173日	178日	175日	164日	130日	115日	140日	
	年度ごとの目標値		140日	140日	140日	140日	140日		
	2. 7地域における環境リスク調査の進捗		施策の進捗状況(実績) ・平成24年度末までに、5,179人に対して、問診、胸部X線検査、胸部CT検査等を実施し、石綿関連疾患の健康リスクに関する実態を把握。 ・その結果、中皮腫(6人)、肺がん(29人)、その他の疾患(84人)の早期発見につなげたほか、労災制度(6人)、救済制度(7人)による医療費等の早期支援につなげた。 ・これまでの調査によって一定の知見等が得られたことを踏まえ、平成27年度以降の健康管理の在り方について検討。					目標	達成
							全国7地域で5年間(平成22~26年度)調査を実施し、石綿ばく露者の中・長期的な健康管理の在り方を検討するための知見を収集。	-	

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 目標達成 (判断根拠) <ul style="list-style-type: none"> ・石綿健康被害の迅速な救済を図るため、認定・不認定の決定までの平均処理日数を、平成18年度の173日から2割短縮することとし、目標値を140日に設定した。これまでに、(1)事務手続きの効率化、(2)申請時に必要な書類に関する医療機関への周知、(3)申請書類に不足がある場合に(独)環境再生保全機構から医療機関に直接資料の提出を依頼、(4)審査分科会の段階で中皮腫、肺がんとして蓋然性が高いと判定された案件について、判定小委員会の審査を経ずに(独)環境再生保全機構に判定結果を通知する仕組みを構築、(5)石綿繊維を計測するための電子顕微鏡の導入、などの様々な取組を実施した結果、平成25年度の実績では115日まで平均処理日数の短縮が図られ、目標を達成した。なお、これらの取組により、石綿による健康被害の救済に関する法律に基づき、平成25年度末までに9,471件(平成24年度末: 8,647件)が認定され、被害者及び遺族の救済は着実に進んでいる。 ・第2期石綿の健康リスク調査は、石綿ばく露者の健康管理の在り方を検討するための知見の収集を目的としており、平成24年度までの調査結果に基づき、平成26年3月に「石綿の健康影響に関する検討会」の報告書を取りまとめたところである。同報告書では、主な結果として、(1)有所見者や医療の必要があると判断された者は、初回受診時に多く2年目以降は大幅に少ない、(2)女性よりも男性に多い、(3)低年齢よりも高齢に多いなどを挙げるとともに、健康管理によるメリット(疾患の早期発見、労災制度・救済制度による早期支援)とデメリット(検査に伴う放射線被ばく)についても定量的な考察を行った。また、同報告書では、これまでの健康リスク調査により一定の知見等が得られたことから、第2期調査終了後の平成27年度以降は、データ収集を主な目的とする調査ではなく、石綿検診(仮称)の実施に伴う課題等を検討するためのフィージビリティ調査として位置づけることが考えられるとの方針が示された。現在、同報告書の提言を踏まえて、平成27年度以降の健康管理の在り方について検討を行っているところ。
	施策の分析	
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 【測定指標】

学識経験を有する者の知見の活用	
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	
---------------------------	--

担当部局名	総合環境政策局環境保健部企画課石綿健康被害対策室	作成責任者名 (※記入は任意)	石綿健康被害対策室長 神ノ田 昌博	政策評価実施時期	平成26年6月
-------	--------------------------	--------------------	----------------------	----------	---------

平成25年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省25-34)

施策名	目標7-4 環境保健に関する調査研究				
施策の概要	近年様々な健康被害をもたらしていると指摘されており、国民的な関心は高いが因果関係は科学的には明らかにされていない環境因子について、調査研究を推進する。 ① 花粉症についての情報や花粉の飛散予測等について、一般に情報提供を行い、花粉症の発症・増悪の予防を進める。 ② 黄砂の健康影響についての実態を明らかにし、必要に応じて適切な対応を検討する。 ③ 熱中症や紫外線、電磁界の健康影響について、科学的な知見を収集し、一般に普及啓発を行う。				
達成すべき目標	花粉症、黄砂の健康影響、熱中症や紫外線、電磁界の健康影響について調査研究を進めるとともに、一般への普及啓発をはかる。				
施策の予算額・執行額等	区分	23年度	24年度	25年度	26年度
	予算の状況(百万円)				
	当初予算(a)	27	26	23	22
	補正予算(b)	-	-	-	-
	繰越し等(c)	-	-	(※記入は任意)	
合計(a+b+c)	27	26	(※記入は任意)		
執行額(百万円)	33	28	(※記入は任意)		
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)					

測定指標	①花粉飛散モデルによる予測総花粉量と実際の総花粉量の寄与率(R ²)(*22年度はスギのみ)	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	年度	○
		-	43.1%	31.2%*	63.6%	21.7%	73.0%	60%	
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	60%	-	
	②黄砂による健康影響に係る調査対象者数	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	28年度	○
		-	-	-	-	-	50	350	
		年度ごとの目標	-	-	-	-	50	-	
	③自治体からの希望に応じて作成した熱中症啓発資料(リーフレット2種、はがき、カード)単位:千部	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	年度	-
		-	-	-	-	1,343	1,366	-	
		年度ごとの目標	-	-	-	-	-	-	
	④自治体向け講習会参加自治体における暑くなる前から熱中症対策を行っている自治体の割合	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	年度	-
		-	-	-	-	-	89.8%	-	
		年度ごとの目標	-	-	-	-	-	-	

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 目標達成 (判断根拠) ①:花粉の飛散量予測については、予測制度に関する指標として、各地の予測花粉量と実測花粉量との相関を元にした寄与率を指標として設定した。近年の状況を見ると、予測精度は年度によってバラつきがあるが、平成25年度は目標として設定した60%を達成した。 ②:黄砂による健康影響に係る調査については、ぜんそく患者と黄砂飛散との関連性について調査を行っており、正確な結果を得るためには一定以上の調査参加者を確保する必要があることから、その人数を目標として設定した。昨年度は当初予定された50人を確保している。 ③、④:熱中症に関する普及、啓発事業のについては、各自治体でどの程度熱中症に関する意識付けがなされているかどうかの指標として、自治体からの希望に応じて作成する熱中症普及啓発資料の部数及び講習会に参加した自治体における「暑くなる前からの熱中症対策実施割合」を指標として設定した。資料の作成部数が前年度と比較して2.4万部の増加見られることや、約90%の自治体が暑くなる前から熱中症対策を行っていることを踏まえると、各自治体において一定の意識付けがなされているものと考えられる。
	施策の分析	
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 【測定指標】
学識経験を有する者の知見の活用	花粉の飛散量予測については、有識者を集めた「花粉飛散予測及び動態に関する検討会」を開催し、実施している。黄砂の健康影響については、有識者を集めたワーキンググループを開催した上で実施するとともに、「微小粒子状物質等疫学調査研究検討会」で進捗を発表している。	

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	平成25年度 花粉症に関する調査・検討報告書 平成25年度 黄砂による健康影響調査検討業務報告書
---------------------------	---

担当部局名	環境保健部 環境安全課	作成責任者名 (※記入は任意)	政策評価実施時期	平成26年6月
-------	-------------	--------------------	----------	---------